

## 国際交流ネットワーク佐久・佐久市国際交流ボランティア合同会議規約

### (目的及び名称)

第 1 条 国籍や文化・由来を超えて市民同士が相互に理解を深め、同じ地域に住む隣人として支え合うとともに、世界の中の日本を知ることによって豊かな国際感覚を養い、国際交流・国際協力について市民一人ひとりが考え実行することができる社会を目指すため、国際交流ネットワーク佐久・佐久市国際交流ボランティア合同会議(以下「合同会議」という。))を設置する。

### (構成)

第 2 条 合同会議は、国際交流ネットワーク佐久(以下「ネットワーク」という。)に登録された団体および佐久市国際交流ボランティア登録制度(以下「ボランティア」という。)に登録された者(以下「登録者」という。)をもって構成する。

### (事業)

第 3 条 合同会議は、国際交流フェスティバルおよび国際交流サロン等、国際交流に関する事業を開催するほか、目的を遂行するために必要な事業を行う。

### (役員)

第 4 条 合同会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 2 名

2 会長、副会長および監事は、総会において会員の中から選出する。

3 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の内職務)

第 5 条 会長は本会議を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会議の業務及び会計を監査する。

### (相談役)

第 6 条 合同会議の中に、相談役を置くことができる。

### (会議)

第 7 条 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が必要と認めたとき、または、ネットワークに登録された団体または登録者からの要請があったとき、会長が召集し、必要な事項について協議決定する。

- 3 会議の議長は、会長をもってこれに充てる。
- 4 総会は、毎年度1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。
- 5 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画および事業報告
  - (2) 予算および決算
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他合同会議の運営に関する重要事項
- 6 役員会は、総会に付議する事項及び協会の運営に関する基本的事項を審議する。

(部会)

第 8 条 第 3 条の事業に応じ合同会議内に部会を設置し、必要な事項について協議決定する。

- 2 部会は必要に応じ、事業の実行委員会を組織することができる。
- 3 部会は必要に応じ、合同会議の会議の招集を依頼することができる。
- 4 部会に所属する期限および条件等については、その都度定める。

(会計)

第 9 条 合同会議の事業に係る経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第 10 条 合同会議の事務局は、佐久市役所移住交流推進課に置く。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成 24 年 2 月 2 日から施行する。

附則 この規約は平成 25 年 2 月 7 日から施行する。

附則 この規約は平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附則 この規約は令和元年 6 月 11 日から施行する。

附則 この規約は令和 6 年 5 月 21 日から施行する。